

「主な取組」検証票

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進
施策	①食品等の安全・安心の確保	
(施策の小項目)	○食品衛生対策	
主な取組	食品衛生対策	実施計画 記載頁 125
対応する 主な課題	○広域的な食中毒の発生など、食の安全を脅かす事案が発生しており、食品の安全・安心を確保するために、食品取扱施設及び流通食品に対する監視指導を強化する必要がある。	

1 取組の概要(Plan)

取組内容	県内で流通する食品の安全・安心を確保するため、県内の食品取扱施設における監視指導及び食品の検査を強化する。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
	1,600件 検査件数	1,620件 検査件数	100% 監視指導計画 に基づく検査 実施率		→	→	県
	食品取扱施設の監視・指導及び食品の検査						
担当部課	保健医療部 衛生薬務課						

2 取組の状況(Do)

(1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成28年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
食品衛生監視指導事業費	29,495	26,312	「平成28年度沖縄県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品取扱施設への監視指導件数は、計画値9,024件に対し、実績値10,851件で、食品の検査数は、計画値1,479件に対し、実績値1,531件実施した。	県単等
活動指標名			計画値	実績値
監視指導計画に基づく検査実施率			100%	103%
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成28年度取組の効果			
順調	食品取扱施設の監視指導及び食品の検査を「平成28年度沖縄県食品衛生監視指導計画」どおり実施し、順調に取組を推進することができた。 監視指導件数及び食品検査数ともに計画値を上回り、食品の安全性確保に寄与した。			

(2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成29年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
食品衛生監視指導事業費	29,584	「平成29年度沖縄県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品取扱施設の監視指導を9,641件、食品の検査を1,466件実施する。	県単等

様式1(主な取組)

(3) これまでの改善案の反映状況

平成28年度の取組改善案	反映状況
①食品取扱施設に対する監視指導及び食品の検査を計画的かつ効果的に実施できるように取り組む。	①「平成28年度沖縄県食品衛生監視指導計画」で示した数値目標9,024件を上回り、10,851件の食品取扱施設の監視指導を行った。
②食品取扱施設を対象とした「HACCP(ハサップ)」に関する講習会等を開催し、その普及促進に取り組む。	②(一社)沖縄県食品衛生協会と連携し、食品取扱施設を対象とした講習会を開催することができた。
③食品の検査や食中毒調査等を迅速かつ効率的に行うため、食品衛生検査機器の整備を図る。	③食品検査施設への食品検査機器の整備を図ることができた。

(4) 成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
食中毒発生件数	35件 (22年)	29件 (28年)	基準年以下	6件	1,139件 (28年)
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
—	—	—	—	↘	—
状況説明	食中毒の発生件数については、直近の3年間で16件(平成26年)、18件(平成27年)、29件(平成28年)と増加傾向にあるが基準値内であり、「平成28年度沖縄県食品衛生監視指導計画」に基づく、食品取扱施設に対する監視指導及び食品の検査の取り組みは、計画どおりに進捗しており、目標を達成した。				

3 取組の検証(Check)

(1) 推進上の留意点(内部要因、外部環境の変化)

<p>○内部要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・那覇市(中核市)を除く本県の食品取扱施設数は約35,000施設であり、当該施設を監視指導するための職員(各保健所等に配属)のマンパワーには限りがあることから、食品取扱施設の全施設を監視指導することは困難な状況にある。 ・本県は九州、沖縄地区で福岡県に次ぎ2番目に食中毒の発生件数が多い状況である。 <p>○外部環境の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県の気候は、他県等と比較し高温多湿の期間が長く細菌性食中毒が発生しやすい環境にある。
--

(2) 改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒の発生件数については、基準値内であるが、直近の3年間は増加傾向にあることから、食品取扱施設に対する監視指導等を強化する必要がある。 ・国は、平成32年度までに、食品の安全を確保する衛生管理手法の一つである「HACCP」の導入を食品取扱事業者に法的に義務化することとしている。しかしながら、食品取扱事業者の「HACCP」に関する知識や認識については、十分とは言えない状況であるため、食品取扱事業者に対し「HACCP義務化への周知」及び「HACCPに関する普及促進」を図る必要がある。

4 取組の改善案(Action)

<ul style="list-style-type: none"> ・那覇市(中核市)を除く県内の食品取扱施設が約35,000施設あること、九州・沖縄地区で福岡県に次ぎ2番目に食中毒の発生件数が多い状況にあること、本県の気候は他県等と比較し高温多湿の期間が長く細菌性食中毒が発生しやすい環境にあること並びに食中毒の発生件数が、直近の3年間では増加傾向にあることから、「平成29年度沖縄県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品取扱施設に対する監視指導の強化及び食品の検査を計画的かつ効果的に実施できるように取り組む。 ・食品取扱施設への「HACCP義務化への周知」及び「HACCPに関する普及促進」については、食品取扱施設を対象とした講習会等を開催し、また、各保健所で定期的実施している食品衛生講習会へ盛り込むことで、その周知及び普及促進を図る。また、関係団体等と連携し、「HACCP」に関する普及促進に取り組む。
--

「主な取組」検証票

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進		
施策	①食品等の安全・安心の確保			
(施策の小項目)	○飲料水衛生対策			
主な取組	飲料水衛生対策(飲料水衛生対策費)	実施計画 記載頁	125	
対応する 主な課題	○安全で良質な水を確保するため、簡易専用水道及び専用水道の衛生対策や水道水質の監視及び濁水時等の衛生対策を図る必要がある。			

1 取組の概要(Plan)

取組内容	安全で良質な水を確保するため、簡易専用水道及び専用水道の衛生対策及び水道水質の監視に取り組む。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
	96% 簡易専用水道 の検査受検率			→	100%	→	県
	簡易専用水道及び専用水道の衛生対策及び水道水質の監視						
担当部課	保健医療部 衛生薬務課						

2 取組の状況(Do)

(1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成28年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
飲料水衛生 対策事業費	3,981	3,611	簡易専用水道及び専用水道を新たに設置する事業者が設置届け及び確認申請書等を提出する際に、設置後の検査受検について指導を行った。また、審査及び現場調査を実施した。	県単等
活動指標名			計画値	実績値
簡易専用水道の検査受検率			100%	80.3%(平成27年度)
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成28年度取組の効果			
やや遅れ	簡易専用水道及び専用水道を新たに設置する事業者に対して、設置届けの提出等の際に、設置後の検査受検について指導を行った。 平成28年度の検査受検率は集計中であるが、平成27年度の県内の検査受検率は計画値100%に対し実績値80.3%となり、やや遅れとなった。全国平均78.3%と比較すると高い検査受検率を維持しており、安全で良質な水を確保が図られている。			

(2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成29年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
飲料水衛生 対策事業費	3,981	簡易専用水道及び専用水道の衛生対策及び水道水質の監視等に取り組む。	県単等

様式1(主な取組)

(3) これまでの改善案の反映状況

平成28年度の取組改善案	反映状況
①市町村水道担当課長会議等において、引続き衛生対策の体制整備等、取組の推進を促す。また、水道事業者としての立場からも設置事業者へ検査受検を実施するよう促す。	①市町村水道担当課長会議等において、衛生対策の体制整備等、取組の推進を促した。また、水道事業者としての立場からも設置事業者へ検査受検を実施するよう促した。
②簡易専用水道及び専用水道に関する権限が一部市町村に移譲されているため、権限移譲後の衛生対策の体制整備等への取組を引き続き促すとともに、検査受検率が比較的低く、改善が見られない市においては、指導、助言等を行うよう促すなど検査受検率向上を図る。	②簡易専用水道及び専用水道に関する権限が移譲されている一部市町村に、権限移譲後の衛生対策の体制整備等への取組を促した。

(4) 成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
—	—	—	—	—	—
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
簡易専用水道の検査受検率	94.5% (25年)	89.1% (26年)	80.3% (27年)	↘	78.3% (27年)

状況説明	簡易専用水道の検査受検率は平成27年度は80.3%となった。全国平均の78.3%と比較すると、本県は高い検査受検率を維持しており、安全で良質な水の確保が図られている。
------	---

3 取組の検証(Check)

(1) 推進上の留意点(内部要因、外部環境の変化)

<p>○内部要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県における簡易専用水道の検査受検率は、全国と比較しても常に高水準を維持している。検査受検率の更なる向上には、設置者への広報活動等を引き続き行う必要がある。 <p>○外部環境の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)等により、簡易専用水道及び専用水道に関する権限が一部市町村に移譲されていることから、市町村と連携し水道水の衛生対策を行う必要がある。
--

(2) 改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

<ul style="list-style-type: none"> ・県内の検査受検率は全国と比較して高水準であり、これを維持していくためにも、引き続き市町村水道担当課長等に対し衛生対策の教育訓練、また水道事業者を介し設置事業者へ啓発等を行う必要がある。 ・権限移譲された市町村においても、担当部局に対し衛生対策の教育訓練、それを介し設置業者へ啓発等を行う必要がある。

4 取組の改善案(Action)

<ul style="list-style-type: none"> ・市町村水道担当課長会議等において、引き続き衛生対策の体制整備等、取組の推進を促す。また、水道事業者としての立場からも設置事業者へ検査受検を実施するよう促す。 ・権限移譲された全市町村へ、衛生対策の体制整備等への更なる取組を促すなど検査受検率向上を図る。
--